

高齢者、障がい者、外国人、低額所得者、子育て世帯の方等の住まい探しを応援します。

入居者に
突然事故が起きたら
どうしよう…

空室情報を提供
したいときは?

家賃が
支払われなくな
るのが不安

保証人が
見つからない…

車椅子で入居できる?
相談できる
不動産店は…



貸したい方



借りたい方

鳥取県 あんしん賃貸 支援事業

賃貸住宅のさまざまな不安を解消して

「貸したい」と「借りたい」を
つなぎます



高齢者・障がい者・外国人・低額所得者・子育て世帯の方等の入居に協力
する賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録、公表します。

住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)の改正(平成29年10月25日)により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度が創設されました。登録された住宅では改修費や家賃の支援が受けられる場合があります。

詳しくは、セーフティネット住宅情報提供システム(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)でご確認いただけます。



鳥取県家賃債務保証事業を実施しています。

家賃が支払えるにもかかわらず、保証人がおらず過去に債務不履行がある等の理由で既存の債務保証制度が利用できない方を対象に独自の家賃債務保証制度を創設し、賃貸住宅への入居を支援しています。まずは、あんしん賃貸支援事業相談員へご相談下さい。

詳しくは、ホームページ(<https://tottori-kyoju.com/rent.php>)でご確認いただけます。



あんしん賃貸支援事業は、鳥取県居住支援協議会が実施しています。

鳥取県居住支援協議会は、県、市、一部の町、不動産関係団体及び福祉関係団体で構成する、住宅セーフティネット法に基づく協議会です。あんしん賃貸支援事業や居住・福祉支援部会の活動を通して、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

あんしん賃貸支援事業とは



賃貸住宅を経営する家主・不動産店の方々と県・市町村・福祉関係者等が連携して、高齢者、障がい者、外国人、低額所得者、子育て世帯といった『住宅の確保に配慮を要する方』の住まいの確保と安定を支援する制度です。

借りたい方と貸したい方の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅へ安心して入居できるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。

支援の対象となる方

次の方であって、家賃を適正に支払い、自立した日常生活を送ることが可能な方を対象として、賃貸住宅への入居を支援します。

○高齢者 ○障がい者 ○外国人 ○低額所得者 ○子育て世帯等の住宅の確保に困っている方すべて



高齢者・障がい者・外国人・低額所得者・子育て世帯等のみなさまへ

ご相談ください

「あんしん賃貸支援事業相談員」が事業への問い合わせや入居のご相談などをお受けしています。
分からぬこと、不安なことなどがありましたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。

担当地域	事務所所在地	専用電話・メールアドレス	相談時間
東部 (鳥取市・岩美郡・八頭郡)	鳥取市川端2丁目125(鳥取県不動産会館1F) 宅建協会	TEL 090-7135-3686 anshin-e@tottori-takken.or.jp	月～金曜日の 午前9時から 午後4時30分 (祝祭日を除く。)
中部 (倉吉市・東伯郡)	倉吉市東巖城町120-2(プライムスクエアビル3F) 宅建協会中部支部		
西部 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)	米子市久美町34-17 宅建協会西部支部	TEL 080-1949-3920 anshin-w@tottori-takken.or.jp	

また、あんしん賃貸支援事業に協力する『あんしん賃貸住宅協力店』や、連携する福祉関係の窓口等でも住まい探しのお手伝いをしています。福祉関係窓口(協議会会員)の連絡先はホームページでご覧いただけます。

家主・不動産店のみなさまへ



賃貸住宅の賃貸人の方は、法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録を、鳥取県(鳥取市内は鳥取市)に申請することができます。申請事務については鳥取県居住支援協議会で代行入力等の支援を行います。

登録された住宅の情報は専用ページで広く周知され、空き家等物件の有効活用が可能となり、同時に地域社会にも大きく貢献することができます。

住宅を必要とされている多くの方が地域で安心して暮らしていくために、ぜひ、「セーフティネット住宅」の登録をお願いします。

●専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



※平成30年7月10日より、左記専用ホームページでの提出が可能になりました。

1 登録の流れ

① 登録窓口への事前確認

登録基準や登録申請の提出物等について、都道府県等の登録窓口で詳細を確認してください。

② 賃貸人のアカウント登録 (ログインパスワードの取得)

上記専用ホームページよりご登録ください。

③ 登録申請書の作成

申請書の作成は、上記専用ホームページをご利用ください。

④ 登録申請書等の提出

登録申請書に添付書類等を備えて、都道府県等の登録窓口に提出してください。※

2 住宅の登録基準

賃貸住宅を登録する際には、その規模、構造等について一定の基準に適合する必要があります。

一般住宅

- 耐震性を有すること
- 住戸の床面積が25m²以上
(平成18年3月以前に着工された物件については18m²以上、台所等が共用の物件については18m²以上)

共同居住型住宅(シェアハウス)

- 耐震性を有すること
- 専用居室が9m²以上
- 住宅全体の面積が15m²×居住人数+10m²以上
- 台所、食事室、便所、浴室、洗面所等を適切に設けている

登録の際には、要配慮者の範囲を限定することが可能です

例えば、「障害者の入居は拒まない」として登録したり、「高齢者、低額所得者、被災者の入居は拒まない」として登録したりすることができます。なお、長屋や集合住宅については、住戸単位での登録が可能です。

問い合わせ先

鳥取県居住支援協議会事務局

(公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内)

〒680-0036 鳥取市川端二丁目125
電話:0857-23-3569 フax:0857-27-1854
ホームページ <https://www.tottori-kyoju.com>
Eメール info@tottori-kyoju.com

